

美作市内で新規に就林された方 助成金を交付します！

新規就林者への支援制度

美作市の豊かな森林資源を有効に活用し、林業生産活動の活性化と林業進行を図るため、新規に就林された方に対して、美作市就林事業奨励金を交付します。

奨励金の要件（概要）

【就林者】

- ・市内に主たる事務所を置く林業事業体(※)に令和6年4月1日以降において雇用されて新規に就業した方で、就業した日から起算して6ヶ月以上経過している方。
- ・将来にわたり林業に従事（年間従事日数が概ね180日以上）する意思と条件を有すること。

【奨励金】

- ・市内で新規に就林された方に助成金を交付します。（定額10万円）
※新規就林者の内申請時40歳未満の方は10万円加算

※林業事業体とは：森林所有者からの受託、請負等により森林整備を営む方、特用林産物生産者又は岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例第3条の登録を受けた方。

守ろう！使おう！

◇美作市の豊かな自然◇